第６号様式別表５の６記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）第１条及び第５条の規定による改正前の法附則第９条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）附則第９条第14項（同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合及び令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各事業年度において令和２年旧法附則第９条第14項の規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

２　「［法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業］」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑳」から「付加価値額からの控除額㉞」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

４　「前事業年度又は前連結事業年度⑬」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条及び第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和４年旧措置法」という。）第42条の12の５第３項第４号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の15の６第３項第３号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「国内雇用者に対する給与等の支給額⑮」から「同上のうち一般被保険者に係る金額⑰」までの各欄　連結申告法人（令和２年所得税法等改正法第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和４年政令第148号）第１条及び第２条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和４年旧措置法施行令」という。）第27条の12の５第６項第２号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和４年旧措置法第42条の12の５第３項第３号に規定する給与等の支給額、同項第４号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和４年旧措置法施行令第27条の12の５第５項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和４年旧措置法第42条の12の５第３項第３号に規定する給与等の支給額、同項第４号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を